

平成13年度熊本県有料道路事業会計補正予算(第1号)  
 第1条 平成13年度熊本県有料道路事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成13年度熊本県有料道路事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定められた業務の予定量を次のように改める。

(1) 年間通行台数	(変更前)	(変更後)
	300,000台	225,000台
(2) 1日平均通行台数	821台	616台

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	111,461千円	△27,371千円	84,090千円
第1項 営業収益	111,455千円	△27,371千円	84,084千円
支 出			
第1款 事業費	106,948千円	△7,753千円	99,195千円
第1項 営業費用	85,134千円	△7,753千円	77,381千円

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	7,256千円	△7,256千円	0千円

るところ

条に定

計)

35千円

51千円

計)

37千円

37千円

33千円

0千円

計)

39千円

3める。

千円
445
463

平成13年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号) 第1条 平成13年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 第2条 平成13年度熊本県有料駐車場事業会計(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。		(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 出 第1款 事業費 141,078千円 △8,488千円 132,590千円 第1項 営業費用 121,790千円 △8,488千円 113,302千円 第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。
(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) (1) 職員給与費 7,991千円 △7,991千円 0千円 第4条 債務負担行為をすることができず、期間及び限度額は、次のとおりと定める。		(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 事 項 期 間 限 度 額 有料駐車場諸設備・機器保守 平成14年度 1,274 点検等業務委託契約

熊本県告示第 345号  
 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283号)第 15条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。  
 平成 14 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指 定 年 月 日	医療機関及びその所在地
外科	池田 信二	平成 14年 3月 29日	国民健康保険蘇陽病院 阿蘇郡蘇陽町滝上 526
内科	田中 英明	平成 14年 3月 29日	たなか内科眼科 上益城郡嘉島町鯉 1898-3
リハビリテーション科	高橋 真紀	平成 14年 3月 29日	労働福祉事業団熊本労災病院 八代市竹原町 1670
循環器科	本村 一美	平成 14年 3月 29日	荒尾市民病院 荒尾市荒尾 2600
整形外科	荘 明勝	平成 14年 3月 29日	医療法人岡部病院 水俣市桜井町 3-3-3
消化器科	鹿井 太郎	平成 14年 3月 29日	山鹿市立病院 山鹿市山鹿 511
内科	堀岡 理	平成 10年 8月 24日	医療法人潤幸会伴病院 上益城郡矢部町浜町 167

熊本県告示第 346号  
 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283号)第 19条の 2 第 1 項に規定する医療機関を次のとおり指定した。  
 平成 14 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す べ き 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
労災病院前調剤薬局	八代市竹原町 1658-1	調剤	平成 14年 3月 29日
イクタ調剤薬局	葦北郡芦北町湯浦 295-1	調剤	平成 14年 3月 29日
三宝調剤薬局	葦北郡田浦町田浦町 1195-4	調剤	平成 14年 3月 29日

熊本県告示第 347号

漁船損害等補償法（昭和 27年法律第 28号。以下「法」という。）第 112条第 1項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27年政令第 68号）第 5条第 1項の規定による事前届出があったので、同令第 5条第 3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 の 名 称  
千丁加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名  
八代郡千丁町大字古閑出 2975 友田 勝則  
八代郡千丁町大字古閑出 2398 坂田 安男
- 3 法 第 113条 第 1項 の 申 出 を す る 漁 業 協 同 組 合  
千丁漁業協同組合
- 4 縦 覧 期 間  
平成 14年 4月 8日 から 平成 14年 4月 22日 まで
- 5 縦 覧 場 所  
千丁漁業協同組合

熊本県告示第 348号

道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14年 4月 8日から 60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道 路 の 種 類 、 路 線 名 及 び 区 域 変 更 す る 区 間 等

道 路 の 種 類	路 線 名	区 域 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一 般 県 道	大 多 尾 新 合 線	天草郡新和町大多尾字田淵 3289番 8地先から 同 所 字大手 558番 2地先まで	前	4.7 ~ 34.7	4,371.8	旧道移管 及び県道 区域編入
			後	6.8 ~ 40.0	3,410.8	

- 2 区 域 変 更 す る 期 日 平成 14年 4月 8日

熊本県告示第 349号

道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14年 4月 8日から 60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	水俣市浜字下外平 4076番6地先から 同所同字 同番地先まで	14.5	単道改
"	"	水俣市浜字下外平 4076番6地先から 同所同字 4075番1地先まで	90.0	"
"	"	水俣市浜字上外平 4083番185地先から 同所同字 4083番167地先まで	190.0	"
一般県道	球磨田浦線	葦北郡田浦町大字横居木字出口 10番2地先から 同所同字 5番4地先まで	146.0	"

2 供用開始する期日 平成 14年 4月 8日

熊本県告示第 350号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10年法律第 114号）  
第 38条第 2項の規定に基づき、第二種感染症指定医療機関を次のとおり指定した。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指令 番号	所在地	名称	開設者		指定年月日
			住所	氏名	
94	下益城郡松橋町 松橋 1455-1	宇賀岳病院	下益城郡松橋町 松橋 1455-1	医療法人社団黎明 会理事長 本田 溥	平成 14年 3月 29日

公 告

熊本県公告第 276号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置  
の指定を次のとおり行った。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池市大字北宮 3番地 1
- 2 築造者の氏名 田嶋房子
- 3 道路の位置 菊池市大字片角字田福 327番 7
- 4 道路の幅員 4.07メートルから 4.14メートルまで
- 5 道路の延長 33.74メートル
- 6 指定年月日 平成 14年 2月 25日
- 7 指定番号 菊池景建第 244号

熊本県公告第 277号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置  
の指定を次のとおり行った。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池郡西合志町大字御代志 1661番地 35
- 2 築造者の氏名 大山洋
- 3 道路の位置 下益城郡城南町大字藤山字櫻木 3365番2、同 3366番 75及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 108.20メートル
- 6 指定年月日 平成 14年 2月 28日
- 7 指定番号 宇城景建第 25号

## 熊本県公告第 278号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市馬渡二丁目 12番地 35号
- 2 築造者の氏名 株式会社シアーズホーム
- 3 道路の位置 下益城郡小川町大字江頭字正ノ浜 445番1及び同 446番2
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 37.80メートル
- 6 指定年月日 平成 14年 3月 14日
- 7 指定番号 宇城景建第 26号

## 熊本県公告第 279号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 荒尾市荒尾 1918番地
- 2 築造者の氏名 月田襄
- 3 道路の位置 荒尾市荒尾字合路 1912番5、同 1915番5、同 1916番2、同 1916番3、同 1927番4及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.10メートルから 4.50メートルまで
- 5 道路の延長 66.60メートル
- 6 指定年月日 平成 14年 3月 15日
- 7 指定番号 玉名景建第 112号

## 熊本県公告第 280号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市大江一丁目 25番地 48
- 2 築造者の氏名 陽川裕子
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字室字西道免 1876番 11
- 4 道路の幅員 4.00メートルから 4.50メートルまで
- 5 道路の延長 29.00メートル
- 6 指定年月日 平成 14年 3月 19日
- 7 指定番号 菊池景建第 247号

## 熊本県公告 281号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条の3第 1項の規定に基づき、県営小森鳥子地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6項において準用する同法第 87条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営小森鳥子地区土地改良事業（区画整理）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 14年 4月 9日から平成 14年 5月 9日まで
- 3 縦覧場所  
西原村役場

## 熊本県公告 282号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条の 3 第 1項の規定に基づき、県営郡浦地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6項において準用する同法第 87条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営郡浦地区土地改良事業（区画整理）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 14年 4月 9日から平成 14年 5月 9日まで
- 3 縦覧場所  
三角町役場

## 熊本県公告 283号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営大口地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営大口地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 14年 4月 9日から平成 14年 5月 9日まで
- 3 縦覧場所  
三角町役場

## 熊本県公告第 284号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務名  
第 40回技能五輪全国大会ホームページ及び第 26回全国障害者技能競技大会ホームページの作成・更新委託
  - (2) 委託期間  
契約締結日から平成 14年 11月 15日まで
  - (3) 業務内容  
「第 40回技能五輪全国大会ホームページ及び第 26回全国障害者技能競技大会ホームページの作成・更新委託に係る入札説明書」において明示する。
  - (4) 入札方法
    - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - イ 入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39年告示第 420号）の規定を準用する。
    - ウ 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 平成 14年 3月 1日熊本県告示第 152号（情報システム関連委託契約に係る一般競争入札参加資格審査要綱）により告示された入札参加資格審査要綱に基づき、ホームページ制作及び維持管理に関する入札参加資格を有すると認められた者であること。
  - (2) 県内に本店または支店等を有する企業で、過去 1年間の各月ごとの初日における雇用身体障害者等の合計数が、各月ごとの初日における常時雇用する労働者の数に障害者雇用率 1.8%を乗じて得た数の年間合計数以上の障害者を雇用している者であること。（入札に参加を希望する企業は、入札説明書にある「障害者雇用状況計算書」を作成し、4月 17日（水）までに提出すること。なお、常時雇用する労働者の数が 56人未満の者については、1人以上の身体障害者を雇用していることを証明する書類の提出で足りる。）

## 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び「障害者雇用状況計算書」提出場所  
熊本県商工観光労働部職業能力開発課技能五輪・アビリンピック推進室（熊本県庁行政棟本館7階）  
郵便番号 862 - 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号  
電話番号 096 - 383 - 1111 内線 5263
- (2) 入札説明書の交付  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 交付期間は、公告日から同年4月17日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成14年4月18日 午後1時30分  
イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館7階技能五輪・アビリンピック推進室分室
- (4) 入札書の提出方法  
3の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3の(1)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

## 4 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県商工観光労働部職業能力開発課技能五輪・アビリンピック推進室（熊本県庁行政棟本館7階）  
郵便番号 862 - 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号  
電話番号 096 - 383 - 1111 内線 5263

## 5 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった額の100分の5以上の金額を3の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提供したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 契約保証金  
契約担当者が指定する日時までに、落札金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争入札資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 最低制限価格  
設定しない。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

## 熊本県公告第 285号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 14 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 14 年九州地方整備局告示第 60 号熊本都市計画道路事業 3・2・5 号熊本駅北部線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東町三丁目 11 番 63 号
- 4 事業施行期間 平成 8 年 3 月 4 日から平成 17 年 3 月 31 日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県公告第 286 号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 14 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 14 年九州地方整備局告示第 61 号荒尾都市計画道路事業 3・4・12 号万田本井手線
- 3 事務所の所在地 熊本県玉名市岩崎 1004 番 1
- 4 事業施行期間 平成 10 年 1 月 12 日から平成 17 年 3 月 31 日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県公告第 287 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡西合志町大字須屋字過怠松 2696 番 20、同 2696 番 24 及び同 2696 番 25  
20,047.35 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡西合志町大字須屋 2022 番地 2  
有限会社辻不動産

熊本県公告第 288 号

本渡市本渡町大字本戸馬場 2930 番地 4 梶山学外 9 名から申請のあった土地改良区の合併については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 72 条第 2 項の規定により平成 14 年 4 月 1 日付けで認可した。

なお、合併により設立される土地改良区及び合併により解散する土地改良区の名称は、次のとおりである。

平成 14 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 合併により設立する土地改良区の名称  
本渡市土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区の名称  
本渡市土地改良区  
楠浦町土地改良区

熊本県公告第 289 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂横手店  
八代市横手町源代 1152
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前 10 時 閉店時刻午後 9 時  
変更後 24 時間営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前 9 時から午後 10 時まで  
変更後 24 時間
  - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯



- 変更前 午前 6 時から午後 10 時まで  
変更後 24 時間
- 3 変更する年月日  
平成 14 年 4 月 3 日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
- ( 1 ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
株式会社ニコニコ堂ほか 3
  - ( 2 ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
6,712㎡
  - ( 3 ) 駐車場の収容台数  
516 台
  - ( 4 ) 駐輪場の収容台数  
170 台
  - ( 5 ) 荷さばき施設の面積  
160㎡
  - ( 6 ) 廃棄物等の保管施設の容量  
168㎡
  - ( 7 ) 駐車場の自動車の出入口の数  
2 か所
- 5 届出年月日  
平成 14 年 3 月 26 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室  
平成 14 年 4 月 8 日から平成 14 年 8 月 7 日まで

## 熊本県公告第 290 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
- 商号 タックス
  - 代表者氏名 高木 安昭
  - 事務所所在地 熊本県菊池市西寺字北園 1418 - 3
  - 免許証番号 熊本県知事（3）第 3561 号
  - 免許年月日 平成 10 年 12 月 24 日
- 2 処分年月日  
平成 14 年 3 月 29 日
- 3 処分内容  
業務の全部停止 1 週間
- 4 適用条項  
宅地建物取引業法第 65 条第 2 項

## 熊本県公告第 291 号

高森町長今村博信から平成 13 年 12 月 20 日付けで協議のあった村山地区土地改良事業（農業用道路）計画変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項 で準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 14 年 3 月 29 日付けで同意した。

平成 14 年 4 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

